

看護小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

1. 事業所の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適切な看護小規模多機能型居宅介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。又、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 設置運営法人

法人名	医療法人研医会田辺中央病院
法人所在地	和歌山県田辺市宝来町24-1
電話番号	0739-24-5333
FAX番号	0739-23-1114
代表者氏名	理事長 前田 章
設立年月日	昭和44年2月17日

3. 事業所の内容

- | | | | |
|---------------|--------------------------------|------|--|
| (1) 事業所名 | 和歌山すみれ看護小規模多機能型居宅介護 | | |
| 指定番号 | 3090101886 | | |
| 所在地 | 和歌山県和歌山市栗栖6-18 | | |
| 管理者氏名 | 上山 佳高 | | |
| 電話番号 | 073-494-3258 | | |
| FAX番号 | 073-494-3257 | | |
| サービス提供地域 | 和歌山市 | | |
| (2) 事業所の従業者体制 | 職務の内容 | | |
| 管理者 | 業務の一元的な管理 | 1名 | |
| 看護師又は准看護師 | 心身の健康管理、口腔衛生と機能チェック及び指導、保健衛生管理 | 3名以上 | |
| 介護職員 | 介護業務 | 6名以上 | |
| 介護支援専門員 | 看護小規模多機能型
居宅介護計画の作成等 | 1名 | |
| (3) 営業日及び営業時間 | | | |
| 営業日 | 年中無休（365日） | | |
| 営業時間 | 24時間 | | |
| | 通いサービス … 9時00分から16時00分 | | |
| | 宿泊サービス … 16時00分から翌日9時00分 | | |
| | 訪問サービス … 8：30～17：30 | | |
| | (利用者の様態や希望により、上記の時間以外も可能とします。) | | |

- (4) 登録定員 … 29名
 通いサービスの利用定員 … 18名
 宿泊サービスの利用定員 … 6名
- (5) 建物の概要
 建物の構造 … 木造 2階建
 建物の延床面積 … 413.60m²
- (6) 設備の概要
○宿泊施設 6室
 利用者の居室は、原則個室（定員1名）とし、宿泊に必要な寝具・備品を備えます。
 ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員2名とすることがあります。
- 食堂
 利用者が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類などの備品類を備えています。（尚、居間と食堂は、同一の場所としています。）
- 浴室
 浴室には利用者が使用しやすい、家庭的な浴槽を設けます。
- その他の設備
 設備としてその他に、台所等の設備を設けます。

4. サービスの内容

利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の事業所と協議のうえ、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した、看護小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、隨時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行います。看護小規模多機能型居宅介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

- ・通いサービス

事業所において、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や必要時には機能訓練を行います。

- ・訪問サービス

利用者宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や必要時には機能訓練を行います。

- ・宿泊サービス

一時的な施設への入所となり、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や必要時には機能訓練を行います。

5. 利用対象者

看護小規模多機能型居宅介護のサービスを利用できる方は、原則として介護保険制度における要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。又、サービス対象地域が和歌山市そのため、同市に在住の方が対象となります。

6. 利用料金

当事業所が提供するサービスについて、利用料金が介護保険から給付される場合と利用料金の全額を利用者にご負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

通常、利用料金の9割(又は8割、又は7割)が介護保険から支給され、利用者の自己負担は費用全体の1割(又は2割、又は3割)の金額となります。

① 基本料金

・通い、訪問、宿泊(介護費用分)全てを含んだ一月単位の包括費用の額で、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

(1) 同一建物に居住する利用者以外の利用者に対して行う場合

(地域区分6級地 1単位：10.33円)

要介護度	基本単位	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	12,447	12,858円	25,716円	38,574円
要介護2	17,415	17,990円	35,980円	53,969円
要介護3	24,481	25,289円	50,578円	75,867円
要介護4	27,766	28,683円	57,365円	86,047円
要介護5	31,408	32,445円	64,889円	97,334円

(2) 同一建物に居住する利用者に対して行う場合 (地域区分6級地 1単位：10.33円)

要介護度	基本単位	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	11,214	11,584円	23,168円	34,752円
要介護2	15,691	16,209円	32,418円	48,627円
要介護3	22,057	22,785円	45,570円	68,355円
要介護4	25,017	25,843円	51,685円	77,528円
要介護5	28,298	29,232円	58,464円	87,696円

短期利用居宅介護費(1日分)

(地域区分6級地 1単位：10.33円)

要介護度	基本単位	利用者負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	571	590円	1,180円	1,770円
要介護2	638	659円	1,318円	1,977円

要介護 3	706	730 円	1,459 円	2,188 円
要介護 4	773	799 円	1,597 円	2,396 円
要介護 5	839	867 円	1,734 円	2,600 円

- ・月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はいたしません。
- ・月途中で利用開始した場合は、契約を締結した日ではなく、実際にサービスを開始した日からの日割りでの算定となります。
- ・月途中で契約を解除した場合は、最終利用日ではなく、契約を解除した日までの日割りでの算定となります。
- ・利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。
- ・介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

① 加算料金

(地域区分6級地 1単位 : 10.33円)

加算	基本 単位	利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30	309円	31円	62円	93円	1日につき
認知症加算（I）	920	9,503円	951円	1,901円	2,851円	1月につき
認知症加算（II）	890	9,193円	920円	1,839円	2,758円	1月につき
認知症加算（III）	760	7,850円	785円	1,570円	2,355円	1月につき
認知症加算（IV）	460	4,751円	476円	951円	1426円	1月につき
認知症行動・心理 症状緊急対応加 算 ※短期利用	200	2,066円	207円	414円	620円	1日につき (7日を限度)
若年性認知症利 用者授入加算	800	8,264円	827円	1,653円	2,480円	1月につき
栄養アセスメン ト加算	50	516円	52円	104円	155円	1月につき
栄養改善加算	200	2,066円	207円	414円	620円	1回につき

口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20	206円	21円	42円	62円	1回につき
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5	51円	6円	11円	16円	1回につき
口腔機能向上加算 (I)	150	1, 549円	155円	310円	465円	1回につき
口腔機能向上加算 (II)	160	1, 652円	166円	331円	496円	1回につき
退院時共同指導加算	600	6, 198円	620円	1, 240円	1, 860円	退院又は退所につき1回(特別な管理を必要とする利用者については2回)
緊急時対応加算	774	7, 995円	800円	1, 599円	2, 399円	1月につき
特別管理加算 (I)	500	5, 165円	517円	1, 033円	1, 550円	1月につき
特別管理加算 (II)	250	2, 582円	259円	517円	775円	1月につき
専門管理加算	250	2, 582円	259円	517円	775円	1月につき
ターミナルケア加算	2, 500	25, 825円	2, 583円	5, 165円	7, 748円	死亡月に1回
遠隔死亡診断補助加算	150	1, 549円	155円	310円	465円	死亡月に1回
看護体制強化加算 (I)	3000	30, 990円	3, 099円	6, 198円	9, 297円	1月につき
看護体制強化加算 (II)	2500	25, 825円	2, 583円	5, 165円	7, 748円	1月につき
訪問体制強化加算	1000	10, 330円	1, 033円	2, 066円	3, 099円	1月につき
総合マネジメント体制強化加算 (I)	1, 200	12, 396円	1, 240円	2, 480円	3, 719円	1月につき

総合マネジメント体制強化加算 (Ⅱ)	800	8,264円	827円	1,653円	2,480円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	30円	3円	6円	9円	1月につき
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	134円	14円	27円	41円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅰ)	10	103円	11円	21円	31円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅱ)	15	154円	16円	31円	47円	1月につき
排せつ支援加算(Ⅲ)	20	206円	21円	42円	62円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40	413円	42円	83円	124円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100	1,033円	104円	207円	310円	1月につき
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	103円	11円	21円	31円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	750	7,747円	775円	1,550円	2,325円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	640	6,611円	662円	1,323円	1,984円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	350	3,615円	362円	723円	1,085円	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ※短期利用	25	258円	26円	52円	78円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ) ※短期利用	21	216円	22円	44円	65円	1日につき
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※短期利用	12	123円	13円	25円	37円	1日につき

<u>介護職員等処遇改善加算（I）</u>	<u>所定単位数の区分</u> <u>149/1000</u>	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の1割</u>	<u>左記の2割</u>	<u>左記の3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）</u>
<u>介護職員等処遇改善加算（II）</u>	<u>所定単位数の区分</u> <u>146/1000</u>	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の1割</u>	<u>左記の2割</u>	<u>左記の3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）</u>
<u>介護職員等処遇改善加算（III）</u>	<u>所定単位数の区分</u> <u>134/1000</u>	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の1割</u>	<u>左記の2割</u>	<u>左記の3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）</u>
<u>介護職員等処遇改善加算（IV）</u>	<u>所定単位数の区分</u> <u>106/1000</u>	<u>左記の単位数×地域区分</u>	<u>左記の1割</u>	<u>左記の2割</u>	<u>左記の3割</u>	<u>基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数（所定単位数）</u>

（2）介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは利用料金の全額が自己負担となります。

① 定額の料金となるサービス

- ・食事の提供に要する費用 朝食 350円、昼食 450円（おやつ代含む）、夕食 550円
- ・宿泊に要する費用 3,000円

実費負担となるサービス

- ・理美容代 実費
- ・おむつ代 実費
- ・その他、看護小規模多機能型居宅介護において提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるもの

7. 利用の中止、変更、追加

- (1) 利用予定日の前に、利用者の都合により看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。
- (2) 前項(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。又、前項(2)の介護保険の給付の対象外のサービスについては、利用予定日の前一日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として料金の全額をお支払いいただきます。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- (3) サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼動状況により希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8. サービス利用に当たっての留意事項

当事業所のご利用に当たって、事業所を利用されている利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込み制限

利用に当たり、以下のもの等は原則として持ち込むことができません。

(例) 高価な貴重品、刃物、危険物等

(2) 面会

面会時間 9:00～20:00頃迄。

(3) 居室等使用上の注意

- ① 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。
- ② 故意に又はわざかな注意を払えば避けられたにも係らず、事業所の設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の対価をお支払いいただく場合があります。
- ② 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について十分な配慮を行います。

(4) 禁止

- ① 事業所敷地内での喫煙はご遠慮ください。
- ② 事業所の内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ④ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはご遠慮ください。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。又退職後においても、これらの秘密を保守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

10. 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき年2回利用者及び従業者等の訓練を行います。

防火管理者 … 旭 雄大

消防用設備 … 自動火災報知器、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置

11. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力機関への連絡等必要な措置を講じます。

なお、緊急の場合には「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関への連絡を行う等必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、併せて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情受付窓口

- ・苦情受付担当者 管理者 上山 佳高
- ・電話番号 073-494-3258
- ・受付時間 8：30～17：30（年中無休）

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

和歌山市健康局保健福祉部介護保険課

- ・電話番号 073-435-1190
- ・受付時間 8:30~17:15 (平日)

和歌山市健康局保健福祉部指導監査課

- ・電話番号 073-435-1319
- ・受付時間 8:30~17:15 (平日)

和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口

- ・電話番号 073-427-4662
- ・受付時間 9:00~17:00 (平日)

和歌山市健康局保健福祉部指導監査課

- ・電話番号 073-435-1319
- ・受付時間 8:30~17:15 (平日)

15. 損害賠償について

事業者は、本契約に基づくサービス提供に当たって故意又は過失により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、利用者に故意又は過失が認められ、かつ利用者の置かれた心身の状況を斟酌して適当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

2 事業者は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

16. 協力医療機関等

事業者は、下記医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- | | |
|-------|---------------------------------|
| ① 名 称 | 中谷病院 |
| 住 所 | 和歌山県和歌山市鳴神123-1 |
| 電話番号 | 073-471-3111 FAX番号…073-473-0864 |
| ② 名 称 | 宇都宮病院 |
| 住 所 | 和歌山県和歌山市鳴神505-4 |
| 電話番号 | 073-471-1111 FAX番号…073-473-8567 |

17. 運営推進会議の設置

当事業所では看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

運営推進会議

- 構 成 … 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
- 開 催 … 隔月で開催。
- 議事録 … 運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

18. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者との雇用契約の内容としています。

指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

事業者所在地 和歌山県田辺市宝来町24-1
事業者名 医療法人研医会田辺中央病院
代表者 理事長 前田 章

<事業所>

事業所所在地 和歌山県和歌山市栗栖6-18
事業所名 和歌山すみれ看護小規模多機能型居宅介護
管理者 上山 佳高

説明者名 _____印

私は、契約者及び本書面により、事業所から指定看護小規模多機能型居宅介護サービスについて重要事項説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

電 話 _____

ふりがな

氏 名 _____印

<代筆者>

住 所 _____

電 話 _____

ふりがな

氏 名 _____印

<身元引受人>

住 所 _____

電 話 _____

ふりがな

氏 名 _____印

